

MISフォンサービス利用規約

(利用規約の適用)

第1条 松本商工会議所（以下「当所」といいます）が提供する松本インターネットサービスネットワークを利用して提供するIP電話（以下「MISフォン」といいます。）のサービスに関する利用規約（以下「規約」といいます。）を定めます。MISフォンサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供はこの規約によるものとします。

2 当所がホームページ、電子メール、手紙、その他の通信手段を用いて随時発信する本サービスの利用条件等に関する事項も、この規約の一部を構成するものとします。

(利用規約の変更)

第2条 当所は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

(本サービスの利用可能範囲等)

第3条 本サービスは、以下の音声通話を内容とします。

- (1) MISフォン相互の通話
- (2) MISフォンと国内加入者電話、携帯電話との相互の通話
- (3) MISフォンから海外の一般固定電話へ発信した場合の通話
- (4) MISフォンと当所以外の各インターネットサービスプロバイダーにより提供される、フュージョンコミュニケーションズ株式会社のVoIP基盤ネットワークを利用したIP電話との相互通話
- (5) MISフォンと国内PHSとの相互の通話(但し、旧アステルグループPHSからの通話開始予定はございません。)
- (6) MISフォンとフュージョンコミュニケーションズ株式会社が相互接続している他のVoIPキャリアとの通話

(本サービス提供対象外の通話)

第4条 本サービスは、次の通話については、提供対象外とします。

- (1) 110番、119番等の緊急通話を含む3桁番号サービスへの通話
- (2) 0120、0570等で始まる番号への通話
- (3) 衛星電話等への通話
- (4) 一部の国際及び国内通信事業者への通話
- (5) その他当所が別に定める電気通信番号への通話

(回線速度等)

第5条 本サービスを利用するには、常時接続回線のリンク速度が一定水準以上で安定していることが必要です。一定水準に満たない場合には、利用できない場合があることを利用者は予め承諾します。

(通話の品質)

第6条 本サービスにかかる通話の品質については、回線品質や回線速度および利用形態等により変動する場合があります。

(一般固定電話を利用した通話への切り替え)

第7条 発信側において以下の事由がある場合、本サービスは提供されず、自動的に当該利用者が加入する一般固定電話を利用した通話に切り替わる場合があること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを利用者は予め承諾します。

- (1) VoIP 端末が正しく接続/設定されていない、または、電源が入っていない場合
- (2) VoIP 端末が故障している場合
- (3) 誤ダイヤルの後に、間をおかずに再度ダイヤルした場合
- (4) 相手先電話番号の前に「0000 (数字のゼロを4つ)」を付けて意図的に発信した場合
- (5) その他通信設備やネットワークのトラブルがあった場合

(利用の単位)

第8条 当所は、本サービスを提供するに際して、本利用規約に基づき付与したひとつの ID につきひとつの本サービスを利用することができます。

(利用申込をすることができる者の条件)

第9条 本サービスの利用申込みをすることができる者は、本サービス申込の時点で以下の接続形態を利用中の者および以下の接続形態利用と本サービスを同時に申し込む者としてします。

- (1) 東日本電信電話株式会社のフレッツ ADSL 利用者
 - (2) 東日本電信電話株式会社の B フレッツ利用者
 - (3) 東日本電信電話株式会社のフレッツ光ネクスト利用者
 - (4) 西日本電信電話株式会社のフレッツ ADSL 利用者
 - (5) 西日本電信電話株式会社の B フレッツ利用者
 - (6) 西日本電信電話株式会社のフレッツ光ネクスト利用者
- 2 前項に定めるものの他、別途一般加入電話をご用意頂く必要があります。
- 3 前二項に定めるものの他、当所は、本サービスをお申し込みいただけない条件について、随時所定の Web ページにてお知らせ致します。

(利用申込の方法)

第10条 利用の申込みをするときは、申込み事項を、申込書、Web ページ、その他当所の指定する手段によって、当所にお知らせいただきます。

(利用申込の承諾)

第11条 当所は、利用の申込みがあったとき、所定の手続を経て承諾します。

- 2 当所は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第9条 (利用申込をすることができる者の条件) の条件を満たさない者。
 - (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 利用の申込みをした者が、本サービスの利用停止処分を受けている場合又は、過去に本サービスの解除されたことがある場合
 - (4) 本サービスの申込みをした者が、松本インターネットサービス利用規約により、利用停止処分を受けている場合又は、過去に利用解除処分を受けたことがある場合。
 - (5) 本サービスの申込みをした者が利用料その他当所に支払うべき債務の支払を現に怠りあるいは怠るおそれがある場合

あるとき。

- (6) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した利用申込書を提出したとき。
- (7) その他当所の MIS フォンに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(IP 電話番号の貸与)

第 12 条 ひとつの本サービスに対し 1 番号の IP 電話番号を貸与します。

- 2 利用者は、一度貸与された IP 電話番号の変更請求はできないものとする。

(IP 電話番号の返還)

第 13 条 利用者は、本サービスを解除した場合には第 12 条 (IP 電話番号の貸与) により貸与された IP 電話番号を返還するものとします。

(利用料)

第 14 条 本サービスの利用料として別に定める料金がかかります。

(決済条件)

第 15 条 当所は毎月 1 日から月末日迄の通話料金を集計します。集計された通話料金は、集計対象月の翌々に当該利用者に請求します。

- 2 本サービスの利用料の決済方法は、当所の指定する金融機関の口座振替によるものとします。
- 3 本サービスの利用料に関する前項以外の決済条件は、松本インターネットサービス利用規約によるものとします。

(サポート)

第 16 条 当所は、回線の不具合、不通その他本サービスに関する利用者からの質問、問い合わせ等を受けつけます。

- 2 当所は前項により受けつけた質問等に、対応できる範囲で適宜回答致します。但し、当所が対応できないと判断した場合は、回答できかねる場合があります。

(禁止事項)

第 17 条 本サービスの利用に際しては、以下の行為を禁止します。

- (1) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (2) 故意に多数の不完了呼 (相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。) を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる恐れのある行為
- (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (4) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (5) その他 MIS フォンの品質を低下させるような行為もしくは当所の信頼を損なうような行為

(権利の譲渡制限)

第 18 条 利用者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(利用者が行う本サービスの解除)

第 19 条 利用者は、本サービスを解除するときは、当所に対し、解除の 1 ヶ月前までにその旨を書面で通知するものとします。この場合において、解除の効力は、当該通知において解除の日とされた日の属する月末に生じるものとします。

(当所が行う本サービスの解除)

第 20 条 当所は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解除することがあります。

- (1) 第 22 条 (利用停止) の規定により本サービスの提供を停止された利用者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当該利用者が松本インターネットサービスを解除したとき。
 - (3) 当該利用者が第 9 条 (本サービス申込をすることができる者の条件) に規定する条件を満たさなくなったとき。
 - (4) 当該利用者が利用料その他当所に支払うべき債務の支払を現に怠りあるいは怠るおそれがあるとき。
- 2 当所は、利用者が第 22 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当所の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスを解除することがあります。
- 3 当所は、前二項の規定により、本サービスを解除しようとするときは、あらかじめ利用者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用中止)

第 21 条 当所は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当所の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 現に通信が輻輳し、又は輻輳する恐れがあると当所が認めたとき。
 - (3) 回線業者等の都合により、当所が本サービスを提供できない場合。
- 2 当所は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 22 条 当所は、利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) この規約に違反したとき。
 - (2) 松本インターネットサービス利用規約の規定に反する行為をしたときあるいは一時停止となったとき。
 - (3) 利用者が故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当所が認めたとき。
 - (4) その他本サービスに関する当所の業務の遂行又は当所の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当所は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(免 責)

第 23 条 当所は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

(松本インターネットサービス利用規約との関係)

第 24 条 本サービスの利用および提供に関して、この規約に定めのないことについては松本インターネットサービス利用規約によるものとし、この規約と松本インターネットサービス利用規約に重複して定めることについてはこの規約の定めが優先するものとします。

付 則

この利用規約は、平成 16 年 3 月から実施します。

改定 平成 17 年 5 月 19 日

改定 平成 26 年 1 月 8 日